

障害者自立支援法案関係自治体施行準備スケジュールモデル(暫定版)

…国からの通知等(予定)

網掛け…都道府県・政令市・中核市のみの事務

区分	施行時期	内容	17年度												18年度												19年度以降	備考
			6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
自立支援医療	H17 10月～	国からの通知等(予定)	政省令等公布、関係通知発出 「みなし指定」の対象となる医療機関リストの提示 申請書、受給者証様式の確定、提示		施行事務要領の提示 周知用のポスター等の提示 負担上限額の管理方法 都道府県に対する相談支援														みなし認定期間(H17.10/1～H18.9/30までの政令で定める日)の終了		実施主体: ・更生…市町村 ・育成…都道府県・政令市・中核市 ・精神…都道府県・政令市							
		みなし認定関係	所轄区分や重度かつ継続者の確認、受給者証発行・交付		重度継続該当者等の更新手続き													実施主体: ・更生・育成…都道府県・政令市・中核市 ・精神…都道府県・政令市										
		国保連・支払基金との変更契約(審査支払委託)	変更契約																									
障害福祉サービス	H18 1月～ H18.10月～	報酬・基準・制度体系関係	新たなサービス・事業体系の基本資格の作成		旧体系に係る運営基準・報酬告示		政省令等公布(居宅のみ)		新体系に係る運営基準・報酬告示		政省令等公布(居宅のみ)															利用者負担について、児童施設入所者については、H18年9月30日までに見直し。 研修実施者は都道府県・政令市(政令市は任意) 都道府県が受託する場合もあり ※1 居宅介護・行動援護・児童デイ・短期入所・共同生活援助・外出介護・障害者デイ ★外出介護・障害者デイについてはH18.10月以降地域生活支援事業等へ移行。 ※2 18年10月よりサービスを開始する場合 ※3 18年9月末時点で身障法、知障法に基づき施設支援費を受けて入所している者であって、当該施設が18年10月に新事業体系に移行しない場合 実施主体:都道府県 ※1の事業者で、17年12月末時点で指定等を受けているもの H18.10以降は、都道府県のみが指定 ※2の事業者 H18.10以降は、都道府県のみが指定 ※3 18年9月末時点で身障法、知障法に基づき指定を受けている施設で、18年10月に新事業体系に移行しないもの H18.10以降は、都道府県のみが指定 H19.10月より本格稼働 ※詳細は今後提示する。		
		利用者負担関係	政省令等公布		所轄区分の確認 受給者証の発行・交付		施行																					
		認定調査員研修会			障害程度区分の認定等に係る自治体研修の実施		認定調査員研修会の実施																					
		試行事業関係			障害程度区分の認定等に係る自治体研修の実施		試行事業の実施																					
		市町村審査会関係			市町村審査会の設置準備(条例制定・委員選定・委嘱・研修)～設置		施行		平成18年9月30日までに設置完了												完全施行							
		旧居宅系サービス(※1)			みなし支給決定事務		施行		旧居宅系サービス受給者の新事業体系への移行に係る新支給決定(訪問調査・障害程度区分認定・支給決定・受給者証の発行・交付)		みなし支給決定期間(H18.1/1～H18.9/30)の終了																	
		新事業体系サービス(※2)			障害程度区分ほか新支給決定手続の提示		新事業体系の支給申請に対する新支給決定(訪問調査・障害程度区分認定・支給決定・受給者証の発行・交付)		施行												H24.3/31までの政令で定める日							
		旧法施設支援(※3)			みなし支給決定事務		施行		旧法施設支援のみし支給決定者の新事業体系への移行に係る新支給決定(訪問調査・障害程度区分認定・支給決定・受給者証の発行・交付)		施行												新体系への完全移行					
		不服審査会の設置等			条例制定・委員選定・委嘱・研修		施行																					
		事業者・施設の指定			現行居宅サービス事業者 新事業体系サービスの事業者・施設 現行施設		みなし指定事務		公示		指定の更新手続き		公示												新体系への移行に係る指定事務			
審査支払システム											H19.10月												運用開始					
補装具	H18 10月～	補装具関係	現行(1月実施)費用徴収基準の改正(応能負担)		政省令の公布		施行																					
地域生活支援事業	H18 10月～	実施内容の検討・基準策定・規定整備	18年度予算の概算要求内容の提示		実施内容の検討・基準策定・規定整備		施行																					
障害福祉計画	H18 10月～	サービス利用実態調査 新たな事業体系への参入調査 計画の策定	調査		新たなサービス・事業体系の基本資格を提示		基本指針の提示		調査		策定作業												H18.10月～H19.3月順次策定					

※上記のスケジュールは、市町村・都道府県が施行に向けた準備作業として実施すべき事項を分野毎に整理し、一覧にしたものであり、今後追加・変更があり得る。

※施行若しくは完全施行に向けた準備的な事務については整理したものであり、法案施行後の恒常的な業務については省略している。

※それぞれの事務処理期間については、おおよその目安として記載しているものであり、実際の具体的な事務処理スケジュールについては、各自治体の実情に応じて、各自治体毎に設定していただくこととなる。